

仕 様 書

I 共通事項関係

一般的事項

- (1) 本作業の実施に当たっては、対象地番以外の生立木を損傷することがないように特に留意すること。
- (2) 従事者同士の連携を密にし、天候・地形・他の機械との距離などに細心の注意を払いながら作業すること。
- (3) 著しい降雨・積雪などで作業に支障を来すことが予想される場合は、監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 安全運転に努め、人間及び車両の通行などに支障を来さないようすること。
- (5) 安全確保を十分に行うものとし、作業区に隣接する道路には適切な措置を講じること。
- (6) 受注者は、本業務で発生したゴミは、適切に処分すること。
- (7) 受注者は、作業中の行為は全て法令に従うこと。

II 除根、集積及び整地作業関係

1 除根作業

- (1) 別紙作業内訳書に示した区画内の切り株を掘り取ること。
- (2) 掘取った根に過度の土を付着させないよう、根を掘取った穴付近に振り落とすこと。

2 集積作業

- (1) 掘取った根株及び木片は全て区外へ移動させること。
- (2) 2 (1) の根株は監督職員の指示に従い 1 箇所を集積すること。

3 整地作業関係

- (1) 根株掘取り後の整地については、植栽時に支障となる石を取り除き、極力凹凸の無いよう地ならしをすること。
- (2) 地ならし後、植栽時に障害となりうる石があった場合、その石を取り除くこと。
- (3) 3 (1) 及び 3 (2) の石は、監督職員の指示に従い一箇所に集めること。

4 積込、搬出作業

- (1) 運搬中の荷崩れ及び落下を防ぐため、必要な措置を講じること。
- (2) 掘取った根株等を搬出するための積込み及び大型車両等の通行に当たっては、私有地、管理道及び圃場を損傷しないように注意すること。
- (3) 搬出後、車両の通行、人の歩行などに支障がないよう路面・路肩などを極力元の状態に戻し、管理道路及び付近に落ちた搬出物は完全に取り除くこと。

5 収集運搬処分作業

- (1) 本作業で発生した、根株、木片は全て奥羽増殖保存園から廃棄物として搬出すること。
- (2) 掘取った根株、木片等の処分に当たっては、適切に処分することとし、産業廃棄物として処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。
- (3) 産業廃棄物処分以外で処分した場合は、任意様式により報告すること。

Ⅲ 作業履行期限

作業の履行期限は、令和４年３月１５日（火）までとする。

Ⅳ その他

- （１）受注者は、契約締結後に作業工程表を林木育種センター担当職員に提出すること。
- （２）受注者は、事業完了後に完了報告書を林木育種センター担当職員に提出するとともに、工種毎に撮影した施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- （３）本事業完了後、林木育種センター担当職員の検査を受けること。
- （４）受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときあるいは本仕様書に記載のない細部については、林木育種センター担当職員と協議のうえ決定すること。

以上

特 記 仕 様 書

1 事業計画書

- (1) 請負者は、事業計画書を作成し、事業着手前までに発注者に提出し、その承諾を受けなければ事業に着手してはならない。
- (2) 発注者は、前項の規定に基づき提出された書類の内容に不相当と認めるものがあるときは、請負者と協議の上、修正させることができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、事業計画書を変更する場合についても準用する。

2 一括委任又は一括下請負の禁止

- (1) 請負者は、この契約の履行について、事業の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 請負者は、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。
- (3) 発注者は、請負者から事業の一部を委任又は下請負により事業を行いたい旨の申出があった場合は、当該下請負者が雇用する労働者に関する資料等を確認した上で、委任又は下請負の可否を判断するものとする。

3 下請負人の通知

- (1) 発注者は、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- (2) 請負者は、次の各号に掲げる届出をしていない事業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入事業者」という。）を下請契約（請負者が直接締結する下請契約に限る。以下この項目において同じ。）の相手方としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (3) (2) の規定にかかわらず、請負者は、当該事業者と下請契約を締結しなければ事業の実行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入事業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、請負者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入事業者が（2）ア～ウに掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

4 監督職員

- (1) 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督職員は、この契約書に定めるもの及び仕様書並びに特記事項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - ア この契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾及び協議

イ 事業進捗状況の管理、立会い、事業の実行状況の検査及び材料の検査（確認を含む。）

ウ 関連する2以上の事業の事業進捗状況等の調整

- (3) 発注者は、2名以上の監督職員を置く場合、(2)の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督職員の有する権限の内容、契約書に基づく発注者の権限の一部を監督職員に委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。
- (4) (2)の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- (5) 発注者が監督職員を置いたときは、契約書に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。
この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- (6) 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

5 現場代理人

- (1) 請負者は、現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を、作業着手前に、発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更した場合も同様とする。
- (2) 請負者は、自ら直接雇用する者の中から現場代理人を定めるものとする。
- (3) 現場代理人は、この契約の履行に関し、事業現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負金額の変更、請負金の請求及び受領、事業関係者に関する措置請求の受理、決定、通知及びこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。
- (4) 請負者は、複数の現場で同時に事業を行う場合は、原則として、その現場ごとに現場代理人を常駐させるものとする。ただし、複数箇所の現場を一の現場として扱うことが合理的と考えられる場合は、発注者と請負者の協議により、当該複数箇所の現場を一の現場として扱うことができるものとする。
- (5) 請負者は、(3)の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6 履行報告

請負者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

7 事業関係者に関する措置請求

- (1) 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 発注者又は監督職員は、請負者が事業を実行又は管理するために使用している下請負人、労働者等で事業の実行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 請負者は、(1)及び(2)に基づく請求があったときは、当該請求に係る事項について決

定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- (4) 請負者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (5) 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

8 設計図書の変更

- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

9 一般的損害

- (1) 事業の目的物の引渡し前に、事業の目的物又は事業に使用する材料について生じた損害その他事業の実行に関して生じた損害（10（1）若しくは（2）の損害を除く。）については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

10 第三者に及ぼした損害

- (1) 事業の実行について第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（保険等によりてん補されたものを除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- (2) (1)にかかわらず、事業の実行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち事業の実行につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。
- (3) (1)及び(2)の場合その他事業の実行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び請負者は協力してその処理解決に当たるものとする。

11 事業の完了及び検査

- (1) 請負者は、事業を完了したと認めるときは、直ちに事業完了届を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)の事業完了届を受理したときは、その日から10日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、請負者が検査に立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、請負者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
- (3) (2)の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- (4) (2)及び(3)の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

- (5) 請負者は、(2) の検査に合格しなかったときは、発注者又は監督職員の指示により手直し又は改良を行い、再度発注者の検査を受けなければならない。この検査については、(1) から(4) を準用する。
- (6) 合格した検査に係る事業完了届を発注者が受理した日が、事業期間の末日後である場合は、事業期間の末日の翌日から合格した検査に係る(1) の事業完了届又は(5) において準用する(1) の事業完了届を受理した日までの日数を、請負者の事業遅滞日数として取り扱うものとする。
- (7) 発注者が請負者に対し(2) 又は(5) において準用する(2) の検査に合格した旨を通知したときをもって、事業の全部を完了したものとし、事業の目的物について発注者は請負者から引渡しを受けたものとみなす。

作業内訳書

- (1) 件名
除根・整地及び処分業務
- (2) 場所
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター
東北育種場 奥羽増殖保存園
- (3) 作業内容

番号	作業区分	地番	面積	事業量				
				樹種	数量	材積	平均直径 (根元)	平均樹高
1	除根 集積 整地 処分	(216地内)	700 m ²	—	39 個	—	36 cm	—
2	除根 集積 整地 処分	(404地内)	800 m ²	—	247 個	—	18 cm	—
合計			1,500 m ²		286 個			

- (4) 作業期間
令和4年3月15日(火)までとする。
- (5) 作業位置図



記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

なお、提出部数については、1部とする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材はつぎのとおり。

ア 写真機（予備を用意しておく）

イ 作業種、事業区、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

(写真撮影)

3. 写真撮影にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。

イ 撮影後はできるだけ速やかに目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。

ウ 提出する写真のサイズは、原則としてカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎に順序よく編集し、A4版に写真を6枚以内に納めるように印刷すること。

また、作業内容を記述すること。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。

ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ 記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。

ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

エ 印刷物は、フルカラーでインク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けなければならない。